

# 介護者のプール入場料免除について

郡山しんきん開成山プールではこれまで、障害の種類や等級に関わらず、介護者1名について入場料を免除していました。

令和5年4月1日より、郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例施行規則に基づき、下記の通り変更することとなりました。

<令和5年3月31日まで>



障害の種類、等級にかかわらず、  
手帳所持者1人につき介護者1人のみ  
入場料免除

<令和5年4月1日以降>



- ・身体障害者手帳 **第1種所持者**の介護者
- ・療育手帳所持者の介護者
- ・精神障害者保健福祉手帳 **第1級所持者**の介護者

上記手帳所持者1人につき介護者1人のみ  
入場料免除